

「子どもを受動喫煙から守る」議員提案条例が



25年間で2本目の議員提案条例が成立。
条例をつくる都議会へ始動！

第3回定例会では、都民ファーストの会東京都議団と都議会公明党の共同提案によって「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が成立しました。(賛成：都民ファーストの会・公明党・共産党・民進党など。反対：自民党) これは「25年でわずかに1本」という議員提案条例で、2011年に都議会民主党(当時)が提案して可決した「省エネ推進条例」以来のものとなります。施行は平成30年4月1日。



受動喫煙が健康に悪影響を与えることは科学的に明らかにされており、乳幼児突然死症候群(SIDS)やぜんそく、肺がんのリスクを高めるとされています。また、子どもたちの脳の発達への悪影響も認められています。この条例は、自分の意思で受動喫煙を避けることのできない子どもたち(児童虐待防止法第二条の児童(17歳以下)と定義)を守り、身心の健やかな成長に寄与する環境を整えることは、社会全体の責務であることを確認するためのものです。本条例を皮切りに「社会全体で子どもたちを受動喫煙から守る」のが当たり前になるように取り組んでまいります。

要旨

《条例の主な内容》

- 都民は、家庭や車などの、子どもと同室の空間で喫煙しないよう努めること。
- 保護者は、受動喫煙防止の措置が取られていない場所に、子どもを立ち入らせないよう努めること。
- 喫煙者は、公園・学校・児童福祉施設・小児病院などの周辺において、受動喫煙防止に努めること。
- 都は、学校教育その他において、受動喫煙の有害性、禁煙の効果などについて、その知識の普及啓発に努めること。



GAKU'S EYE

都議会第20期が始まって4ヶ月が経ちました。53名の最大会派である都民ファーストの会東京都議団では、委員会ごとに部会を設置し、会派運営が行われています。控え室は部会ごとに仕切られてデスクが並べられており、いつでも会議ができる体制です。定例会の代表質問も、部会の中からテーマを提案し、質問を作成します。私は「都市整備部会」の部会長として部会メンバーのまとめ役を担っています。民間での豊富な経験と見識を持ち、新たな視点での政策立案や議会改革の提案に意欲的なメンバーが揃っています。



都市整備部会で会議中

都政報告会 ～タウンミーティング～のお知らせ

日時：平成29年12月17日(日)午後3時30分～4時30分

場所：町屋文化センター 3階 第3.4会議室

荒川区荒川7-20-1(町屋駅より徒歩1分)

入場無料
お気軽にご参加ください!

■ご意見・ご要望をお寄せください
たきぐち学事務所
FAX 03(6382)8867
E-mail: info@t-gaku.com まで。

たきぐち学 検索

都民ファーストの会 東京都議団

都議会議員(荒川選挙区選出)



たきぐち学

都政レポート

20期 Vol.1
(2017年)

プロフィール

1970(昭和45)年10月生まれ
日本大学法学部卒業。水産商社、市場調査会社に勤務の後、衆議院議員公設秘書、荒川区議会議員を経て、2007年東京都議会議員選挙に立候補し初当選。4年間の浪人の後、2017年7月2度目の当選。

発行元

都民ファーストの会 東京都議団
たきぐち学

〒116-0014
東京都荒川区東日暮里4-20-7
TEL 03(6382)8866
FAX 03(6382)8867

第20期 最初の定例会～第3回定例会～ 都市整備委員会 条例案3件可決

たきぐち学は、都議会「都市整備委員会」の委員長に選任されました。都市整備委員会は、14名の議員で構成されており、都市づくりのための基本計画を立案したり、土地利用計画・市街地整備・防災都市づくりの推進、民間住宅・都営住宅に関する施策、交通インフラの整備、建築行政など、世界一安全で安心な東京のまちづくりのための様々な仕事にかかわっています。「本委員会は、首都東京の都市基盤整備を議論する大変重要な委員会」と就任の際に意気込みを述べました。

平成29年度第3回定例会(9/20～10/5)では、都市整備委員会において、条例案3件を可決しました。

(1) 住宅困窮者が入居できる住宅を見つけやすくなります。

「住宅セーフティネット法」の一部改正にともなう条例の改正を行いました。これによって、住宅困窮者が入居しやすくなりました。

(2) 空家対策や古民家の再生・活用がしやすくなります。

「不動産特定共同事業法」の改正にともなって、新たに「小規模不動産

特定事業」が創設されました。これにより小規模不動産特定共同事業の登録手数料に係る規定が新設されました。

(3) 宅地建物取引業法が効率化されます。

「宅地建物取引業法」の一部改正にともなって、重要事項説明等の相手方が宅建業者である場合は、宅地建物取引士による説明を要せず、書面交付のみで足りることになりました。なお相手方が一般の場合は、交付・説明とも従来通りです。

これら案件は「空家問題」と「住まいの貧困」を解決していく道筋をつけることになるでしょう。



都市整備委員会の委員総数は14名
うち7名が都民ファーストの会です

都市整備委員会 (定数14名 現員14名)	
委員長	たきぐち学(都)
副委員長	白石たみお(共) 馬場信男(都)
理事	小林健二(公) 森澤恭子(都) 神林茂(自)
委員	山口拓(民) 後藤なみ(都) 滝田やすひこ(都) 森口つかさ(都) 星見てい子(共) 木下ふみこ(都) 藤井一(公) 秋田一郎(自)

委員会 ハイライト 1 都市整備委員会 住宅施策を推進



委員会に臨む たきぐち学委員長

たきぐち学は、9月20日から10月5日まで、都議選後初めての定例会に臨みました。都市整備委員会で議論されたのは、前頁の条例案3件および報告事項です。

(1) 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

「住宅セーフティネット法※1」の一部改正により、住宅確保要配慮者（低額所得者・被災者・高齢者・障がい者・子どもを養育している者など）の入居を拒まない賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度が創設されることにともない、登録申請に係る手数料（800円）を新設。

(2) 宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

「不動産特定共同事業法」の一部改正によって、小規模不動産特定共同事業※2が創設されました。不動産特定共同事業とは、①投資家から出資を募って②出資を受けた事業者が不動産取引を行い③その結果生じた収益を投資家に分配する、というものです。この事業に参入できる企業の規模を、資本金1億円以上から1千万円以上に引き下げるなど、事業者の要件を緩和して、地方の小規模不動産（特に、空き家・空き店舗・古民家など）を活用・再生しやすくしようとするものです。

(3) 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例

「宅地建物取引業法」の一部改正にともなって、重要事項説明等の相手方が宅建業者である場合は、宅地建物取引士による説明を要せず、書面交付のみで足りることになりました。

解説

※1 「住宅セーフティネット法」の改正

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正されました（4/26公布・6ヶ月以内施行）。この法律は高齢者・障がい者・子育て世帯・低所得者など、賃貸住宅市場で住宅の確保に困難を抱えている人々を「住宅確保要配慮者」と位置づけ、都道府県ごとに空き家の登録制度を新設して、登録住宅の改修・入居への支援を行うものです。民間調査では、高齢者や生活保護受給者に対する大家の入居拒否感が高いのが実態です。全国各地で増え続ける「空き家問題」と「住まいの貧困（ハウジングプア）」を解決していく道筋をつけることが期待されます。

※2 小規模不動産特定共同事業

小規模不動産特定共同事業として選定されると「不動産特定共同事業法」に基づいて資金調達などがしやすくなるため、全国各地で不動産の再生事業が行われるようになります。

この法改正が想定しているのは空き家、空き店舗、古民家といった古い不動産や、現状のままでは価値を失っている不動産です。地域の活性化や観光地としての村おこしなど、さまざまな事業が行いやすくなるでしょう。



都市整備委員会の様子

報告・質疑 「築地再開発検討会議」の設置

築地の魅力を最大限に活かした再開発に向けて、都市デザイン、再生建築、食文化など、各分野で活躍をされている10名の委員で構成。

10/12に開催された第1回会議では、築地の魅力やポテンシャルなどに関する意見交換が行われました。

また、第2回会議（11/27）では4名の委員からプレゼンテーションがなされ、今後予定されている委託調査の報告も踏まえながら、全7回（予定）の検討会議で来年5月頃に築地まちづくりの大きな視点として整理。会議の様子は、東京都都市整備局ホームページで閲覧することができます。

委員会 ハイライト 2 決算特別委員会 都電荒川線、日暮ライナー、 戦略的なインバウンド対策を!



決算委員会で質疑する たきぐち学都議

第3回定例会閉会后、決算特別委員会が始まりました。たきぐち学は、公営企業会計決算特別委員会の委員として、交通局の決算に関して、荒川区民にとって身近な「都電荒川線」と「日暮里舎人ライナー」について質疑を行いました。

Q(たきぐち) A(交通局) O(たきぐち)

Q:軌道事業(都電荒川線)の28年度決算の評価と認識をうかがう。

A:28年度は2億2500万円の経常損失で6年連続の赤字。乗車料収入が横ばいの状況にある一方、車両や設備の更新による減価償却費が増加傾向にあることが原因。28年度は、新型車両を2両導入、6両の大規模改修を実施した。

O:乗車料収入に対する減価償却率は33.3%、ここ10年で最も高い。他の民営鉄道や東京以外の都市の公共交通との相対的な評価の下で収支改善の取り組みを求めたい。

Q:乗客数は平成9年まで1日あたりに6万人台を維持していたが、現在は4.5万~4.6万人。乗車人員の分析は?

A:過去5年間はほぼ横ばい。少子高齢化と生産年齢人口減少等で大幅な伸びは期待できない。観光PRなどで新たな利用者を開拓して増客対策に取り組む必要性がある。

Q:28年度に荒川線の愛称を「東京さくらトラム」と決定した。選定の目的と経緯は?

A:愛称付与によって魅力を国内外にアピールし、利用者の誘致と沿線地域の活性化を図るため、若手職員を中心とするプロジェクトチームによる発案の8つの候補の中から、都民の意見を募集して決定。

O:「都電」「荒川」の名前がなくなることによって様々な意見がある。ノスタルジックな雰囲気や評価されている側面もある。しかし、これを機に戦略的にインバウンド※3対策を強化して黒字への転換を図るべき。

Q:インバウンドを呼びこむためには多言語対応などが必要。外国人の利用促進に向けた取り組みの方向性は?

A:SNSや口コミサイトの活用、外国語による沿線案内冊子の作成、海外で行われた旅行博で沿線のモデルルートを紹介するなどしている。

O:都電荒川線は起点と終点(三ノ輪橋と早稲田)が主要交通路線と結節していない。大塚、王子、町屋、熊野前など結節点における案内サインの統一、乗り換え動線のバリアフリーの推進など検討を進めるべき。

Q:開業から10年、日暮里舎人ライナーの乗客数は順調に伸びているが、朝夕の混雑対策が課題。現状の混雑率と対策は?

A:朝ラッシュ時の最混雑区間(赤土小前~西日暮里)の平成28年度混雑率は188%。ロングシートの新型車両の導入や増発などのダイヤ改正等による輸送力増強で対応している。

O:改めてピーク時に乗車してみると体感では250%近い混雑だった。引き続き対策に取り組むべき。

Q:開業当初の需要予測は1日あたり5万1千人、目標7万人。7年目には目標値達成、さらに直近2年間で1万人増。今後の利用客の見通しは?

A:28年度1日平均8万人、沿線地域の開発により当面は乗客数増加が続くと見込んでいる。

O:当面増加が続くと予測される中でハード面だけの対策では限界がある。時差ビズなどソフト面にも着手すべき。また、経営安定化のために平日の昼間および土休日の増客対策が重要。日暮里駅周辺の外国人旅行者は増加している。日暮里舎人ライナーから都電荒川線(東京さくらトラム)へと戦略的に誘導するインバウンド対策を実行すべき。

※3 インバウンド (Inbound)

近年よく耳にする横文字で、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドは、訪日外国人旅行(または訪日旅行)といい、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド(Outbound)または海外旅行といいます。



夕暮れどきの都電荒川線